

# 医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（案）の概要

## 1. 改正の趣旨

- 医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号。以下「告示」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人（以下単に「社会医療法人」という。）の認定要件のうち、同項第5号に規定する基準を定めている。
- 今回、告示のうち小児医療に係る基準について改正を行う。小児医療に係る業務の実績については、第5条第1項第3号において、診療報酬上の時間外等加算のみを基に判断することとしている。
- 診療報酬上の時間外等加算のみを基に判断する場合、例えば救急搬送されて診察を受けた小児の患者が診療報酬が包括的に算定される病棟等にそのまま入院した際には、診療報酬上時間外等加算が算定できない場合があり、第5条第1項第3号に規定する実績に含まれない。
- 今回の改正では、上述のように診療報酬上のみを要件とした場合には実績として含まれないものも実績とすることができるようにすることで、小児医療への貢献を行う医療機関がより適切に評価されるよう、所要の改正を行うものである。

## 2. 告示の内容

- 第5条第1項第3号に規定する小児医療に係る実績について、既存の診療報酬上の時間外等加算の件数に加えて、診療報酬上の時間外等加算を算定することのできない小児医療に係る実績についても、その診療の件数を以て実績に含めることができるようにする。
- 改正後の規定は、平成30年4月1日以降に医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づき社会医療法人の認可の申請を行う場合及び医療法第52条第1項の規定に基づき既存の社会医療法人が書類の届出を行う場合に適用する。

## 3. 根拠条文

- ・ 医療法第42条の2第1項第5号

## 4. 告示日等

告示日：平成30年3月下旬（予定）

適用日：平成30年4月1日